

奈良県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
東初子	東初子後援会	主たる事務所の所在地	北葛城郡上牧町桜ヶ丘三一 一三一六	北葛城郡上牧町桜ヶ丘三一 一四一七	令和三年十一月二十五日